

五

方募

イ

ロ

六

イ

発

入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額	・別第II非	別参加者	債市場特	行及及び	争入札発	非入札発	者価格第I	特・別参加	国債市場	入札発競争	価格競争額	法入決定
-------	-------	-------	-------	--------	------	------	------	------	------	-------	-------	------	-------	-------	------

競争入札発行」という。及び
 格競争入札の募集入札であつた
 後に行われる各債市場特別参加者
 務大臣が各債市場特別参加者の
 ごとに発行限度額を定めるも
 による発行（以下「国債市場特
 別参加者」）の競争入札の募集
 発行と「いう。

各申込みの応募額を割り当てる。各
 当てる。各
 各国債市場特別参加者ごとの
 各々の応募額を順次割り
 募限度額の範囲内において各
 申込みの応募額を割り当てる。

額面金額で一兆九百十四億
 うち、財政法第四十一条の規
 定に基づき発行した利付債に
 ついては、金額、利率、償還
 五億九千万円、利率七厘十
 要なることを公
 債の発行の特
 二条第一項の規定に基づき発行

十九	十八	十七	十六	十五		十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後第二期利子
平成二十六年六月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額につき百円	平成四十六年六月二十日	る利子を払う。	い、その日以前六月間に属す
						日を支払う。及び十二月二十
						毎年六月二十日及び十二月二十